

「その他の各種事業」の分割の視点

分割の視点としては、次の3つの視点が考えられる。

1 「日本標準産業分類（大分類）」

日本標準産業分類の大分類を参考として、以下のとおり分類する。

- ① 情報通信業
- ② 卸売業、小売業
- ③ 金融業、保険業
- ④ 宿泊業、飲食サービス業
- ⑤ 医療、福祉
- ⑥ 上記以外

2 「災害発生状況」（単純収支率）

災害発生状況を単純収支率を用いて分類する。

「その他の各種事業」の単純収支率の平均（43.4%）を目安として、以下のとおり分類する。

- ① 30%未満
- ② 30%以上 50%未満
- ③ 50%以上 100%未満
- ④ 100%以上

【参考】「労災保険料率の設定に関する検討会」
単純収支率の平均 30.8%（平成14年度データ）
に基づき、次の分類にて検討した。

- 20%未満
- 20%以上 40%未満
- 40%以上

3 「作業態様」（事務系職員の割合）

事務系職員の割合により分類する。

就業構造基本調査（総務省統計局）を参考に、「その他の各種事業」の事務系職員の平均（16%）を目安として、以下のとおり分類する。

- ① 16%未満
- ② 16%以上

【参考】「労災保険料率の設定に関する検討会」
平均 22%に基づき、次の分類にて検討した。

- 22%未満
- 22%以上